

一度も本物の法廷に立つことなく死刑判決を受け、執行された菊池事件

菊池事件の再審を実現しよう！

～再審開始を求める署名にご協力お願いします～



菊池事件（裏面参照）は究極の人権侵害事件です。被告人は、療養所内や医療刑務所内の「特別法廷」で、十分な弁護の機会もなく死刑の判決を受け、執行されました。三度にわたる再審請求が棄却された翌日のことでした。

遺族は、ハンセン病に対する偏見・差別が厳しい中、名前を出しての再審請求が極めて困難です。このような場合、公共の立場に立つ検察官が再審をすべきですが、2020年の「菊池事件国賠訴訟」熊本地裁判決で、これらの裁判等が憲法違反とされたにもかかわらず検察官は再審請求をしません。

そこでやむを得ず、私たちはひとりの人間として、菊池事件被告人の名誉回復と尊厳を取り戻すべく、裁判所に対し一刻も早い再審開始を求めるものです。

連絡先：ハンセン病国賠訴訟を支援する会・熊本

熊本市中央区京町 2-12-43 熊本中央法律事務所（伊藤）

TEL 096-322-2515 / FAX 096-322-2573

菊池事件の再審をすすめる会

熊本市南区江越 1-17-12 菜の花法律事務所

TEL 096-322-7731 / FAX 096-322-7732

究極の人権侵害・菊池事件とは

政府の「らい患者隔離・撲滅」政策によって、ハンセン病患者への偏見・差別は国民に浸透し、全国で患者あぶり出しが強行されました。戦後、この病は新しい薬の出現ですでに治る病となっていました。この政策は続けられ、今に至るハンセン病への偏見・差別の感情がいきわたってしまいました。

ダイナマイト事件

このような状況の中で1951年、ハンセン病隔離政策を推進する立場であった熊本県北部のS村（当時）の役場職員Aさん宅で、ダイナマイトが破裂しAさんは軽傷を負いました。近くに住むFさんが犯人とされ逮捕されます。FさんはAさんによりハンセン病患者として県に報告されていました。

殺人事件

菊池恵楓園内の「特別法廷」で裁かれ、懲役10年の有罪判決を受けたFさんは絶望し、一目家族に会い、その後に死のうと覚悟を決めて逃走しました。その捜索の途中、Aさんが刺殺死体で発見されました。「Fさんが殺したに違いない」という見込み捜査の中、追い詰められたFさんは巡査の発砲を受け、重傷のまま逮捕されました。

憲法違反の「特別法廷」

この事件も、菊池恵楓園内の「特別法廷」で裁かれ、弁護人の活動もほとんどない中で死刑の判決が下されました。「特別法廷」はハンセン病療養所内に設置された非公開の法廷で、被告人以外は白の防護服を着用、ゴム手袋と箸で証拠物を取り扱いました。Fさんは、控訴、上告したものの判決は変わらず、死刑が確定してしまいました。

三度にわたる再審請求

Fさんは三度にわたり再審を請求しましたが、三度目の再審請求が棄却された翌日、福岡刑務所に移送されその日のうちに死刑が執行されました。

検察官への再審申し立て

私たちは、Fさんが無実であることを様々の資料から確信しています。しかし現在においても、遺族は、偏見・差別が厳しい中、名前を出しての再審請求は極めて困難です。そこで公益の代表である検察官が再審を請求するべきであるとして、署名を添えて申し入れましたが、叶いませんでした。

国民的再審請求

そこでやむなく、私たちは主権者たる「国民」の名の下で再審請求を行いました。この再審請求を多くの人の署名で支えていただきたいと思います。署名活動にぜひご協力ください。

